

# 裁 決 書

審査請求人 ○○市

○○ ○○

処 分 庁 坂井市長 坂本 憲男

審査請求人が、平成30年10月30日に提起した処分庁による障害者控除対象者認定却下処分（坂健第●●●●号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求は棄却する。

## 事 案 の 概 要

- 平成30年10月19日、審査請求人が、坂井市役所健康長寿課の高齢福祉グループの窓口に来庁し、審査請求人の母に係る障害者控除対象者認定書についての問い合わせを行った。同窓口において、身体障害者手帳を所持している場合、認定の対象とならないこと、身体障害者手帳を返納した場合は特別障害者に認定されることの説明を受け、その結果、審査請求人は審査請求人の母の身体障害者手帳を社会福祉課に返納した。
- 同日、審査請求人は、介護保険における要介護認定者の所得税法及び地方税法上の障害認定基準取扱要領（平成18年坂井市告示第384号。以下「取扱要領」という。）第4条に基づき、平成29年分の審査請求人の母の障害者控除対象者認定申請書を提出した。
- 平成30年10月29日、処分庁は、審査請求人に対し、取扱要領第2条の規定により平成29年12月31日の時点では、身体障害者手帳を所持していることから、平成29年分については障害者認定控除対象者にならないことを理由として、障害者控除対象者認定却下処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 平成30年10月30日、審査請求人は、坂井市長に対し本件処分の取消し及び平成29年分の障害者認定控除対象者認定を求める審査請求を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

- 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 処分庁の取扱要領は次の2点で不公平である。

ア 軽度の障害者手帳の交付を受けている者が、重度の知的障害（取扱要領でいう、認知症老人の日常生活自立度判定基準）を持っている場合、特別障害者控除を受けられないことは不公平である。

イ 他の市町村では同様の条件において特別障害者として認定書を交付しており、他の市町村との取扱いが異なっていることは著しく不公平である。

(2) 処分庁の取扱要領は次の2点で規定上に不備がある。

ア 取扱要領において、手帳の返納の規定がない。そのため手帳を返納した時点で、手帳の交付を受けていないものとなり、返納した時点で申請があれば症状の発症時に遡って認定の判定を行うべきである。

イ 取扱要領には、身体障害者手帳の交付を受けているか否かの規定しかない。知的障害者への手帳交付について規定がない。（障害者手帳の後に「等」がない。）

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 取扱要領の不公平について

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第2項第6号及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号において、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長が認めるものとして、市町村長の裁量に委ねている。また、県内の自治体を含め他の自治体においても、身体障害者手帳等の不所持の条件を付しているところはあり、当処分庁の取扱要領が著しく不公平とはいえない。

また、日本中すべての自治体で取扱いを同じにするのであれば、法律で規定すべきである。

(2) 取扱要領の規定の不備について

平成29年分の所得税及び平成30年度分の地方税の判定時期は所得税法（昭和40年法律第33号）第85条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第9項の規定によって、平成29年12月31日の現況を確認している。同日において、審査請求人は身体障害者手帳を所持していたことにより、取扱要領第2条の認定対象者に該当しないことから、取扱要領の規定により却下処分したものである。

取扱要領に障害者手帳等の返納の規定がないことは不備ではなく、法令等（法律、条例、規則、要綱等）においてすべての場合を規定するのは不可能であり、障害者手帳等の返納の規定がないことについて問題はない。

また、本来なら取扱要領第2条で「身体障害者手帳『等』」とすべきところである。しかし、同要領第9条に「この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」の規定により、運用において身体障害者と知的障害者を審査請求人主張のとおり取扱っている。

## 理 由

### 1 本件における争点

本件における争点は、本件障害者控除対象者認定に対する根拠規定となっている取扱要領が不公平又は規定に不備があり法令等に違反しているかどうか、また、遡及適用の判断について誤りがないかの点にある。

### 2 本件に係る法令等の規定

- (1) 所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条第7号において、「精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長が認めるもの」としている。
- (2) 所得税法第85条第1項では、特別障害者若しくはその他の障害者に該当するかどうかの判定は、その年の12月31日の現況に、地方税法第314条の2第9項では、特別障害者若しくはその他の障害者に該当するかの判定は前年の12月31日の現況によるものとするとしている。
- (3) 取扱要領第2条において認定対象者は「障害者等の認定の対象となる者は、65歳以上の介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けた者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けていないものとする。」と規定し、同要領第9条に「この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。」としている。
- (4) 「高齢者の所得税、地方税法上の障害者控除の取扱いについて（平成14年8月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局総務課事務連絡）」によれば高齢者間の取扱い（障害者手帳を有している者と有していない者）や、高齢者と若年者の取扱いについて、著しい不公平がないように認定を行う必要性について記載されている。

### 3 本件において認定した主な事実

本件において認定した主な事実は次のとおりである。

- (1) 本件の特別障害者又は障害者の判定基準日は平成29年12月31日であること。
- (2) 身体障害者手帳を返納したのは平成30年10月29日であること。

### 4 判断

審査請求人は、取扱要領について不公平であること及び不備があることを主張し、本件処分の取消し及び平成29年分の障害者認定控除対象者認定を求めている。

#### (1) 取扱要領の不公平について

所得税法施行令及び地方税法施行令において規定されているように、障害者手帳を持っていない者が障害者控除又は特別障害者控除を受けるためには、市長村長等の認定を受ける必要がある。この規定において、法に明確な規定がない以上市町村長等に

一定の裁量を認めていると解され、処分庁はこの解釈をもとに取扱要領を定めている。ただし、処分庁は取扱要領について審査請求書の提出後に改正を行っており、障害者手帳の所有の規定について見直しを行っていることを鑑みると、一定程度の不公平があったものと認めることができる。

しかしながら、取扱要領の内容や他市町村においても処分庁と同様の取扱いをしていることなどを総合的に判断して、同要領の規定が市長の裁量を逸脱したものと認めることはできない。

#### (2) 取扱要領の規定の不備について

本件処分の判定基準日については、所得税法第85条第1項及び地方税法314条の2第9項の規定により、平成29年12月31日であることについては問題ない。仮に身体者障害者手帳の返納により、返納の効果が発症時に遡ることを認めた場合、身体者障害者手帳の認定により受けた給付等の効果についても見直す必要がある。このような取扱いをした場合、法的安定性を損なうこととなり不相当である。

また、取扱要領について知的障害についての規定が欠落しているという主張については、本来規定すべき規定についての不備であると考えるが、その点をもって本件処分を取消すことはできない。

#### (3) 上記以外の違法性又は不当性について

ほかに本件処分について違法又は不当な点は認められない。

### 5 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がないことから行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和元年10月2日

審査庁 坂井市長 坂本 憲男

### 教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。